

総務財務委員会に対する回答書

令和7年2月10日

三 原 市 長

提言をいただきました町内会等地域コミュニティ（住民組織）の活性化策について、次のとおり回答いたします。

提言（１） 事務負担の軽減

①市から住民組織に対する依頼事項の棚卸しと見える化

②市の関連団体含む（社会福祉協議会等）との情報連携による諸手続き事務削減

③申請書類の棚卸しとデジタル化

【回答】

住民組織の事務負担軽減策を検討するに当たり、市から住民組織に対する依頼事項等について整理が必要と考え、これまで現状把握及び課題整理を行ってまいりました（表１参照）。今後は、次のとおり上記①から③の提言項目に対する取組を進めてまいります。

①市から住民組織に対する依頼事項の棚卸しと見える化

令和６年７月から９月に、市内各課へ年間の住民組織に対する依頼事項等に関する調査を実施し、現在、この調査結果を基に負担軽減策を検討しております。また、申請に必要な事務処理を可視化し、住民組織において円滑に事務が実施できるよう、ハンドブック等を作成し、令和７年度中に配布を行う予定です。

②市の関連団体含む（社会福祉協議会等）との情報連携による諸手続き事務削減

関連団体等からの依頼事項については、①と合わせて調査を実施しました。今後は、負担軽減につながるよう、手続きの見直し（募金等の依頼時期の統一など）について令和７年度中に関連団体と協議してまいります。

③申請書類の棚卸しとデジタル化

補助金等の交付に係る申請書類について、上記①における調査を契機に実態把握を行っております。様式の見直しや統合等が可能なものについては、令和７年度中に調整を行ってまいります。

また、デジタル化について、詳細は提言３で回答しますが、令和５年度からアンケートや調査事項の回答等において、電子申請の導入を開始しております。加えて、令和６年度から補助金等交付申請についても電子申請フォームの整備を進めており、住民組織で活用されるよう周知を行ってまいります。

【表 1：市及び関連団体における年間の住民組織への依頼事項等（令和 6 年 7～9 月調査）】

	補助	委託・謝金	委員等の依頼	その他依頼	合計
ほとんど全ての組織が事業の対象となるもの （住民組織活動補助、敬老事業補助金等）	5 (1)		5	15 (6)	25 (7)
組織が該当すれば対象となるもの （市民体育大会参加地区補助、自主防災組織支援事業費補助）	2				2
事業を実施した場合のみ補助金等を交付するもの （古紙等資源集団回収奨励金、猪捕獲柵設置補助等）	4				4
任意で申請し、交付決定を受けた場合のみ補助金等を交付するもの （宝くじコミュニティ助成金、地域集会所整備費補助等）	12				12
一部地域のみを対象として依頼するもの （委員の推薦等）	0	2	14 (3)	8	24 (3)
施設所在地等の特定の組織のみに依頼するもの （コミュニティホーム等施設の管理委託等）	5	10	1	4	20
合計	28 (1)	12	20 (3)	27 (6)	87 (10)

※（）は関連団体からの依頼事項等

提言（2） 持続的な組織運営のために人の配置と場づくりの推進

- ①小学校区ごとに中間組織を置き会計年度任用職員等の配置
- ②コミセンを含む公共施設等に中間組織の事務所を設置
- ③中間組織は、各町内の事務のサポートを行う相談窓口とする
- ④魅力的組織のための、企画の立案や補助金申請などの業務をサポート
- ⑤役員に若い世代を登用するなど運営に若い人に関与してもらう仕組みづくり

【回答】

持続可能な住民組織の運営を図るため、上記①から⑤の提言項目について、令和 7 年度において次のとおり検討してまいります。

①～④中間組織の設置（事務所含む）及び会計年度任用職員等の配置、町内事務や補助金申請等の業務サポート

住民組織の事務負担については、市としても改善すべき課題と認識しており、負担軽減に資する取組を検討しています。これに伴い、住民組織における活動の現状把握のため、令和 6 年 7 月から 9 月にアンケート及びヒアリング調査を行いました。今後、調査結果の分析、他自治体の事例等情報収集を行い、人的支援を中心とした支援策を検討してまいります。

なお、提言いただいたコミュニティセンター等への住民組織のサポート人員の配置について

は、住民組織の事務負担軽減はもとより、地域活動の活性化にもつながると考えますが、施策化には、現行のコミュニティセンターにおける人員体制の見直しや、対応する事務量の試算等が必要であると考えており、関係部署と連携しながら検討してまいります。

また、視察調査された自治体と同様の中間組織は、住民組織や地域の関係団体が主体となり組織されるものと考えております。他自治体の事例や組織化のメリット等を令和7年度中に配布予定のハンドブックに掲載する等、住民組織等に周知するとともに、引き続き調査研究を行ってまいります。

⑤役員に若い世代を登用するなど運営に若い人に関与してもらう仕組みづくり

現在、若い世代が地域活動に参画するための取組の一つとして、結婚新生活支援事業及びファーストマイホーム応援事業補助金については、住民組織活動への参加を交付要件としております。その他の効果的な方策については、令和7年度中に他自治体の事例を収集し、研究してまいります。加えて、持続可能な組織運営に向け、住民組織等から要望がある場合は、ワークショップ等話し合いの場の支援などに取り組んでまいります。

提言（３） デジタル化の推進

①デジタル化の概念図を示す

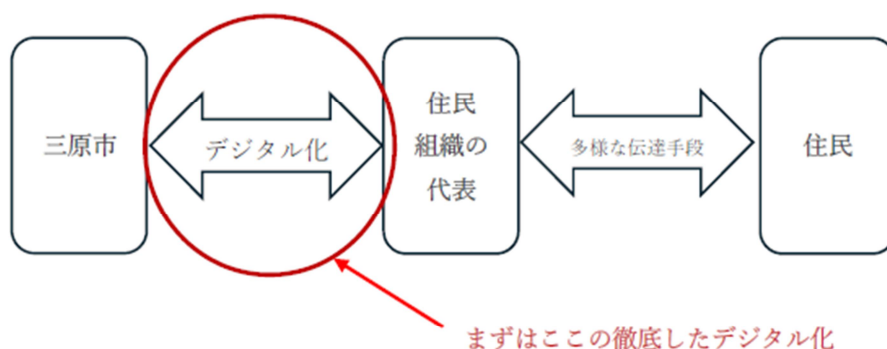


図2：三原市・住民組織・市民との関係図

デジタル化の推進については、まずは三原市と住民組織間の業務の見える化をした上で、棚卸を実施し事務負担軽減に寄与するデジタル化を行う。

例えば入力フォームは前年のデータがあらかじめ入力されたもの、選択方式による入力が簡易なものも有効と考える。

会計などの業務は、統一フォーマットの提供とマニュアル化などの支援を行う。

配置された人員は、会議ツール、報告ツールの活用を積極的に推進しサポートする。

ただし、個人情報に関する情報管理は、クラウドを活用した情報管理の仕組みを作ることにより三原市が管理、住民組織が利用、市民が提供の可否を判断する運用を確立することを検討する。

【回答】

住民組織の事務負担軽減、若い世代における地域活動の参加促進等の観点から、デジタル化の推進は、効果的であると認識しております。今後、電子回覧版の活用や、災害時も活用できる町内会支援アプリの導入等の検討が必要と考えますが、まずは、現状把握した市から住民組織への依頼事項等の事務を対象に、住民組織の事務負担軽減に寄与するデジタル化に取り組んでおります。

具体的には、今年度、全庁的に補助金交付申請等の電子申請化に集中して取り組み、住民組織

が申請する補助金等の電子申請が可能となりました。また、補助金等以外の申請や情報連携、住民組織の代表者変更等、住民組織から市への伝達事項は、オンラインによる届出が可能となるよう改善しました。これについては、令和7年度中に利用方法の説明等、活用促進につながる支援を行う予定です。

協定等に基づき、市と住民組織で共有する情報（避難行動要支援者避難支援事業同意者名簿、敬老事業対象者名簿等）の電子データによる提供は、セキュリティ上の課題により、現行では対応が難しい状況となっています。

個人情報保護の観点から、運用には細心の注意が必要ですが、国の方針等も踏まえて、引き続き検討してまいります。